

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○特定行為業務の停止	(精神保健推進室)	一
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正	(水産林政総務課)	一
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	二
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定実施要件の変更	(同)	二
○保安林の指定実施要件の変更の予定	(同)	三
○道路の供用開始(二件)	(道路課)	三
○企業職員給与規程の一部を改正する管理規程		四
○不在者投票を管理すべき施設の指定の取消しについて		四
○不在者投票を管理すべき施設の指定等について		四
○特例施設占有者の指定		四
○宮城海区漁業調整委員会		五
○まだら固定式刺し網漁業の制限		五

告 示

○宮城県告示第八百九号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第二項で準用する同法第四十八条の七の規定により、次のとおり登録特定行為事業者による特定行為業務の停止を命じた。
令和三年十一月十九日

一 登録特定行為事業者の名称等

登録特定行為事業者の名称及び所在地	停止を命じた特定行為業務	事業所の名称及び所在地
パルクシステム株式会社 仙台市青葉区国分町三丁目四番十号	一 口腔内の喀痰吸引 二 鼻腔内の喀痰吸引 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	パルクケアサービスセンター 仙台市青葉区国分町三丁目四番十号

二 停止の期間

令和三年十一月一日から令和四年二月十一日まで

○宮城県告示第八百十号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
令和三年十一月十九日

一 農用地利用配分計画の概要

宮城県知事 村 井 嘉 浩

別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年十一月十九日

○宮城県告示第八百十一号

平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部を次のように改正し、令和三年十一月十九日から施行する。
令和三年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業(わかめ養殖業)の表宮城県第137加入区の項の次に次のように加える。

宮城県第138加入区 宮城県漁業協同組合の石巻地区支所の地区のうち茨浜の区域

○宮城県告示第八百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を令和三年十一月十九日から令和三年十二月三日まで縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 牡鹿郡女川町竹浦字月浜六番地の二十八 阿部 敏雄 牡鹿郡女川町指ヶ浜字指ヶ浜六十五番地の十八 鈴木 正悦	加入区 女川町加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合 女川町支所	縦 覧 場 所 牡鹿郡女川町市場通り六十六
---------	---	---------------	---	--------------------------

○宮城県告示第八百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
本吉郡南三陸町戸倉字坂本二〇の1
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

- (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 2 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

- 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	矢本河南線	石巻市広瀨字小島浦四二番一地从先から同市広瀨字物見沢無番地先まで	令和三年十二月三日

○宮城県告示第八百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十一月十九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町石浜二丁目一―番地先から同郡同町桐ヶ崎字崎山六番六地先まで	令和三年十一月二十日午後三時

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十五号
企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
令和三年十一月十九日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之
企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

企業職員給与規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

15 新たに第二条第四項の規定によりその例によることとされる単純労働職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)別表第一に規定する給料表(以下この項において「給料表」という。)の適用を受ける会計年度任用職員となった者(令和三年十月一日前に新たに給料表の適用を受ける会計年度任用職員となった者を含む。)で第三条の規定により給料表一級の一号俸から七号俸までの号俸を決定されたものの給料月額は、当分の間、十三万九千六百円とする。

附 則

1 この管理規程は、令和三年十一月十九日から施行し、改正後の企業職員給与規程(以下「新規程」という。)は、同年十月一日から適用する。
2 新規程の規定を適用する場合においては、改正前の企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による内払とみなす。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百六十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十一月十九日

宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章 太 郎
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。
別表第一 医療法人敬仁会大友病院の項を削る。
別表第二 特別養護老人ホーム恵風荘の項を削る。

附 則

この告示は、令和三年十一月十九日から施行する。

○宮選管告示第百六十八号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和三年十一月十九日

宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。
別表第一 医療法人清靖会木村病院の項を削り、財団法人佐藤病院の項の次に次のように加える。
医療法人社団清靖会 F C H O S P I T A L 同 市古川中島町一番八号
別表第一の二 医療法人財団明理会介護老人保健施設利府仙台ロイヤルケアセンターの項中「宮城県利府町利府字新掃橋一―五番地」を「宮城県利府町新中道二丁目一番地一―」に改める。

附 則

この告示は、令和三年十一月十九日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第153号

遺失物法(平成18年法律第73号)第17条及び遺失物法施行令(平成19年政令第21号)第5条第5号に規定する特例施設占有者として、次の者を令和3年11月10日に指定したので、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号)第28条第4項の規定により公示する。
令和3年11月19日

宮城県公安委員長 森山 博

- 1 特例施設占有者に指定した者
京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
株式会社ワルハン
代表取締役 韓 俊
- 2 施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
ワルハン仙台泉店	仙台市泉区大沢2丁目4番地の5
ワルハン仙台駅東店	仙台市宮城野区榴岡2丁目1番25号B i v i 仙台駅東口地下1階

マルハン石巻店	石巻市三ツ股1丁目1番104号
マルハン古川店	大崎市古川稲葉字大江向174番1
マルハン名取店	名取市増田9丁目5番21号
マルハン仙台新港店	仙台市宮城野区中野4丁目10-11
マルハン仙台御前店	仙台市宮城野区宮千代3丁目2番25

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行う固定式刺し網漁業（以下「固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和三年十一月十九日

宮城海区漁業調整委員会

会長 關 哲 夫

- 一 制限期間
令和四年一月一日から令和四年二月二十八日まで
- 二 操業区域
石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面
- 三 漁業時期
令和四年一月一日から令和四年二月二十八日まで
- 四 操業の届出
規制区域において固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。
- 五 操業の条件

1 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理

したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。

2 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあっては船体の見やすい場所に表示しなければならない。

3 操業方法は、朝刺し網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留刺し網（朝刺し網以外の操業方法）によるものとする。なお、一日の操業につき、朝刺し網と留刺し網のいずれか一方のみ操業できるものとする。

4 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。

5 朝刺し網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。

6 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第六十条第一項に規定する標識をしなければならない。

7 漁業時期終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

8 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるとともに、定められた操業ルールを遵守するよう努めなければならない。

（別紙）

まだら固定式刺し網漁業操業事務取扱要領

（操業の届出及び変更の届出）

第一 まだら固定式刺し網漁業の制限（令和三年宮城海区漁業調整委員会指示第三号。以下「委員会指示」という。）四の届出（以下「届出」という。）をしようとする者は、まだら固定式刺し網漁業操業届出書（様式第一号。以下「操業届出書」という。）を宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式刺し網漁業変更届出書（様式第二号。以下「変更届出書」という。）を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表(様式第三号)を添えて提出するものとする。

(届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出済証の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置及び漁網を含む。)を認の上、届出を受理したことを証する書面(以下「届出済証」という。)を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第一号)

まだら固定式刺し網漁業操業届出書

年 月 日

宮城県漁業調整委員会会長 殿

住所 氏名 印

まだら固定式刺し網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 漁業時期 令和4年1月1日から同年2月28日まで

2 操業区域 石巻市網地島灣波崎崎王東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無線の有無

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城県漁業調整委員会

会長 關

哲 夫 印

(様式第2号)

まだら固定式刺し網漁業変更届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に届出した内容について、次のとおり変更したので届け出ます。

記

- 1 届出済証番号 宮まだら固 第 号
- 2 船 名
- 3 変更の内容

項 目	変 更 前	変 更 後
4 変更の理由		

(A4縦)

(様式第3号)

まだら固定式刺し網漁業操業届出一覧表

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

※届出番号	一連番号	船 名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	届出者住所	届出者氏名

※印の欄は記載しないでください。

(A4横)

(様式第4号)

宮まだら固 第 号○

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式刺し網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm)	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反		

年 _____ 月 _____ 分

日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝刺し網・留刺し網
2						朝刺し網・留刺し網
3						朝刺し網・留刺し網
4						朝刺し網・留刺し網
5						朝刺し網・留刺し網
6						朝刺し網・留刺し網
7						朝刺し網・留刺し網
8						朝刺し網・留刺し網
9						朝刺し網・留刺し網
10						朝刺し網・留刺し網
旬計						
11						朝刺し網・留刺し網
12						朝刺し網・留刺し網
13						朝刺し網・留刺し網
14						朝刺し網・留刺し網
15						朝刺し網・留刺し網
16						朝刺し網・留刺し網
17						朝刺し網・留刺し網
18						朝刺し網・留刺し網
19						朝刺し網・留刺し網
20						朝刺し網・留刺し網
旬計						
21						朝刺し網・留刺し網
22						朝刺し網・留刺し網
23						朝刺し網・留刺し網
24						朝刺し網・留刺し網
25						朝刺し網・留刺し網
26						朝刺し網・留刺し網
27						朝刺し網・留刺し網
28						朝刺し網・留刺し網
29						朝刺し網・留刺し網
30						朝刺し網・留刺し網
31						朝刺し網・留刺し網
旬計						
合計						

まだら固定式刺し網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他()	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。
※金額は千円未満切り捨てて報告願います。